

いて、かつ医師の裁量権はかなり広範囲に認められていると思います。このことは大事なことで、性善説であります。国民の医療に対する安心の源になっていると思います。現況は性悪説にもとづいて、物事を進めているのではと懸念しております。これでは、一般の善良な国民は不安にならざるを得ないのではという感じがします。

一方、日本の国民皆保険制度では、医療の現物を保険医療機関で提供し、その対価としての診療報酬を媒介とすることで、医療のデリバリーとファイナンスが結びついています。このことは診療報酬によって医療の総量を制御できるだけでなく、医療提供の政策誘導も行なうことができます。いままさにそのような政策誘導がおこなわれ、医師会も苦境に陥っているように思われます。現今、地域医療構想なる医療の地方丸投げ？また成人返は親が地方で扶養し、働けるようになったら都会で税金を納め、年金生活になったら地方になどという効率至上主義の末期的資本主義のモラルのない構想がどうして出てくるのか不思議です。ここでこんなことを話してもしようがありませんね。そういう姿勢ではいけない。

常任理事会で、長瀬道医師会長が、監事とは会計監査ばかりでなく、諸事全般にわたって監事目線で見てくださいとのことでありました。力足りないですが、皆様方のお力添えを得て今後道医師会が社会の一員として医療の面だけでなく、社会規範に腰を据えた、社会のリーダーとなれるよう微力を尽くしたいと思います。よろしくお願いいたします。

監事就任のご挨拶

監事

滝川市医師会

しのじま皮ふ科 副院長

篠島 弘



このたび、空知ブロックの推薦により、北海道医師会監事に就任することになりました。

北海道医師会定款を見ますと、第14条第6項には「監事は、会務及び財産状況を監査する。」、また第21条第1項には「監事は、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。」とあります。

6月23日に監事の初仕事として平成27年度第8回常任理事会に出席しましたが、常任理事の先生方が日常診療で多忙の中、よく勉強し真剣に討論されている姿をみて感銘を受けました。

これから2年間、北海道医師会の活動に微力ではありますが尽力致したいと存じます。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

お知らせ

厚生労働省「平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」 ポスター・チラシの掲示および設置等について(協力依頼)

◇医業経営・福利厚生部◇

厚生労働省では、標記臨時福祉給付金の支給対象者からの申請を確実なものとするため、昨年度同様に、高齢者等が訪れる機会が多いと考えられる病院、診療所に対し、標記ポスター・チラシの掲示および設置等についての協力を呼び掛けております。

なお、日本医師会では、この「平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」ポスターを日医雑誌7月号に同封し、会員の医療機関の待合室への掲示をお願いしており、チラシにつきましては、厚生労働省が広報業務を委託している業者から各医療機関へ配布される予定でありますので、設置のご協力をお願いいたします。